

防災訓練（総合訓練）結果報告の概要【濃縮事業部】

1. 訓練の目的

濃縮・埋設事業所濃縮事業部原子力事業者防災業務計画に基づき、加工施設における緊急事態を想定した総合訓練を実施し、対策活動の有効性等を確認・評価するとともに、必要に応じて、今後の防災活動、保安活動等に反映する。

また、本訓練は、全事業同時発災を想定した全社原子力防災訓練として行い、全社対策本部、各事業部対策本部において、以下を主目的として実施する。

- (1) 全事業同時発災における各事業部対策本部と全社対策本部との情報共有が円滑に実施できることの確認
- (2) 社外への情報提供が確実に実施できることの確認
- (3) 地域特性をふまえ、冬期（積雪・凍結・寒さ）においても現場対策活動が確実に実施できることの確認
- (4) 対策本部要員等の知識・技術の習得・向上による対応能力の継続的改善

なお、濃縮事業部としては、上記の他、負傷者の救助および六フッ化ウランの漏えい対処に重点を置き、これらの活動状況について確認し評価する。

2. 実施日時

2015年2月23日（月）13:00～15:50（反省会含む）

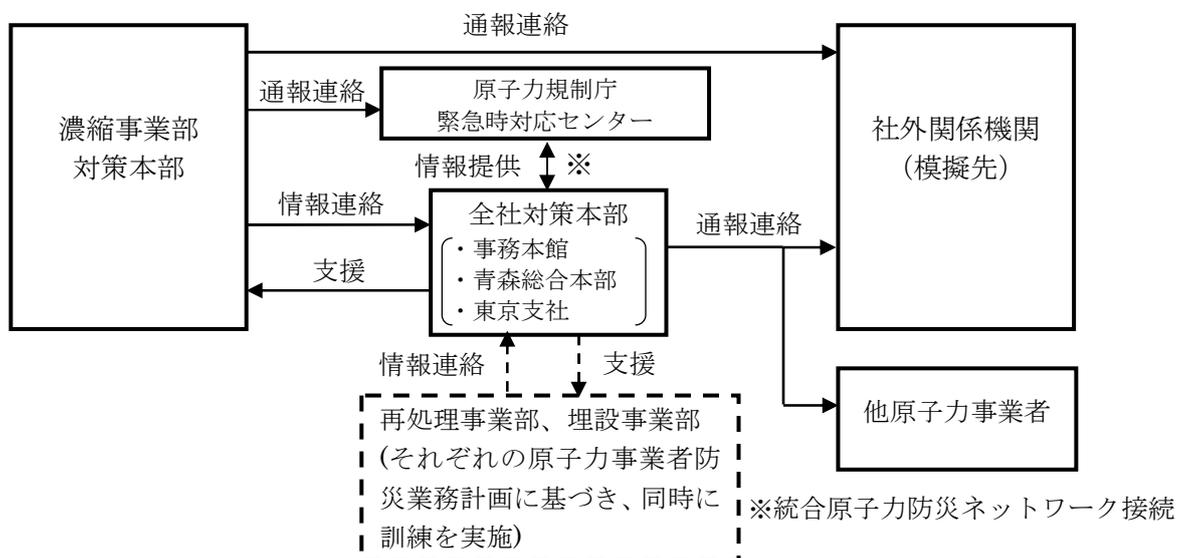
（訓練開始時 気温＝7℃、風向＝西 10m/s、積雪＝構内道路上なし）

3. 実施場所

ウラン濃縮工場、事業部対策本部室、事務本館、東京支社および青森総合本部

4. 実施体制および評価体制

(1) 実施体制



(2) 評価体制

事業部対策本部室および各現場にモニタ係を配置し、チェックシートを用いて対策本部、各班の活動状況を評価し、改善点の抽出等を行う。

また、訓練終了後に事業部全体での反省会、各班での自己評価を行い、改善点の抽出等を行う。

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 通報訓練
- (2) モニタリング訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 設備応急訓練
- (5) その他訓練

7. 訓練参加者

濃縮事業部における訓練参加者は以下のとおり。

- ・当社社員 : 153名
- ・協力会社社員 : 26名

8. 想定事象

六ヶ所村内において震度7の地震が発生し、地震の影響により、外部電源が喪失するとともに、液化中の均質槽1基(2号発回均質室)の配管および建屋扉が破損し、破損箇所から六フッ化ウランが管理区域内および管理区域外(屋外)へ漏えいする。

また、地震の影響等により、2号発回均質室内において負傷者が発生する。

事象発生により、非常時体制を発令し非常時対策組織を設置し、対策活動を行う。

管理区域外への六フッ化ウランの漏えいにより、モニタリングポスト(1箇所目)の指示値が上昇し、原災法第10条の通報基準に達するおそれがあるとし、第1次緊急時態勢の発令を行い、非常時対策組織から事業部対策本部へ移行する。

その後、他のモニタリングポスト(2箇所目)の指示値が上昇し、原災法第15条の通報基準に達するおそれがあるとし、第2次緊急時態勢を発令する。

応急対策として、建屋扉破損箇所および2号発回均質室のシャッター・入口扉の閉止措置(養生)を行う。

建屋扉破損箇所の閉止措置を行うことにより、管理区域外への六フッ化ウランの漏えいが停止し、モニタリングポストの指示値が下降する。

また、2号発回均質室のシャッターおよび入口扉の閉止措置を行うことにより、管理区域内の六フッ化ウランの漏えいの拡大は防止され、第1次緊急時態勢および第2次緊急時態勢を解除可能な状態となる。

上記想定事象については、訓練参加者へは非提示にて訓練を実施する。

9. 防災訓練の結果の概要

(1) 通報訓練

- ① 社外関係機関への通報連絡は、事象の進展等に応じて適切に通報文を作成し、FAX送信するとともに電話連絡を行った。
また、今回、試行的に統合原子力防災ネットワークに接続して、情報提供を行った。
- ② 社内関係箇所である全社対策本部、東京支社および青森総合本部へは、TV会議等により、事象の進展、応急対策等の状況を適宜報告した。

(2) モニタリング訓練

- ① ウラン濃縮工場内から避難した作業員に対し、速やかに汚染検査を行った。
- ② 建屋内外の対策活動に係る放射線管理、モニタリングポストおよびモニタリングカーによる周辺環境モニタリングを行った。

(3) 避難誘導訓練

- ① 避難誘導員を現場へ配置し、避難誘導、出入管理システム等と避難者との照合による点呼確認、監視カメラによる不明者および負傷者の有無の確認を行った。
- ② 負傷者発生に対して、安全装備（防護服、防護マスク等）の装着を行い、負傷者の救出および搬送を行った。

(4) 設備応急訓練

- ① 施設の被害状況の確認のため、各現場へ対策本部要員を派遣するとともに、管理区域内に現場指揮所を設置した。
- ② 各現場の状況に応じて、必要な資機材の準備、安全装備（防護服、防護マスク等）の装着を行い、六フッ化ウランの漏えいに対する応急措置として、建屋扉破損箇所および2号発回均質室のシャッター・入口扉の閉止措置を行った。

(5) その他訓練

① 事象収束活動

事業部対策本部において、プラント状況、被害状況等について情報収集を行い、各班に対して具体的な対策活動の指示を行った。

また、対策活動にあたっては、まずは人命救助を行い、その後は屋外への六フッ化ウランの漏えい停止に向けた応急措置を行うなど、優先順位を考慮した指揮を執り対策活動を行った。

② 全社対策本部等との連携

事業部連絡員を全社対策本部へ派遣するとともに、TV会議等を用いて、全社大で必要な情報の共有を図った。

10. 訓練の評価

今回計画していた各訓練については、全般的に支障はなく活動できており、対策活動が有効に維持されていた。重点的に確認した5項目の評価結果は以下のとおり

である。

- (1) 全事業同時発災における各事業部対策本部と全社対策本部との情報共有が円滑に実施できることの確認

全社対策本部へ派遣した事業部連絡員、TV会議システム等を通じて全社対策本部への報告を適宜行い、事象内容や事象進展状況について簡潔かつ的確に情報を共有することができた。

- (2) 社外への情報提供が確実に実施できることの確認

通報文およびプレス文を作成し、事象の進展に応じた通報連絡等の対応を確実に実施できた。

- (3) 地域特性をふまえ、冬期（積雪・凍結・寒さ）においても現場対策活動が確実に実施できることの確認

屋外における破損扉の閉止措置について、確実に応急措置を行うことができた。
なお、訓練当日は、冬期とは言い難い気象条件であったため、より厳しい条件下での訓練を行う必要がある。

- (4) 対策本部要員等の知識・技術の習得・向上による対応能力の継続的改善

全体的には、要素訓練等を通じて知識・技能の習得・向上が図られたことが本訓練により確認できた。

また、前回訓練における反省事項（改善事項）に対しては、以下のとおり改善を図り適切に対応できた。

- ①無線機が使用できない場所があったが、現場の中継ポイントに要員を配置し情報の伝達を行うことで、円滑な指示・報告が行えるようになった。
- ②原災法に基づく通報様式の運用が不明確であったが、要素訓練等を通じて運用を明確にし、通報連絡することができた。
- ③全面マスク使用時の会話が不明確であったが、PHSの同時通話機能・インカムを活用し、正確な情報伝達が行えるようになった。
- ④作業完了時の確認方法が一部不明確であったが、現場作業員による確認の他、現場指揮所責任者の確認を行うダブルチェック体制を採り、現場の安全確保を図った。

- (5) 負傷者の救助および六フッ化ウランの漏えい対処

負傷者の救助に関しては、確実に負傷者を救出し、搬送することができた。

また、六フッ化ウランの漏えい対処に関しては、被災状況に応じて、的確に応急措置を行うことができた。

なお、負傷者の救助、汚染検査および搬送の一連の活動において、各班の連携が円滑に行われず、時間を要していた。

1 1. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の訓練において抽出された主な改善点は以下のとおりであり、これらについて

ては、今後、改善を図っていくこととする。

- (1) 負傷者の救助、汚染検査および搬送の一連の活動において、各班の連携が円滑に行われず、時間を要していたため、要素訓練の実施方法を工夫するなどし、各班の連携も含め、要員の技量向上を図る必要がある。
- (2) 屋外活動について、天候、気温等、より厳しい条件下での要素訓練を継続し、技量向上を図る必要がある。

12. 今後の取り組みについて

今後の訓練計画の策定にあたっては、これまでの訓練実績や評価結果を踏まえ、より実効性のある訓練となるよう計画を策定する。

また、中期的な計画としては、当面は新規制基準を踏まえた重大事故等の対応を確実に実施できるようにするため、総合訓練および要素訓練を通じて、対策本部としての組織力、対策組織要員の習熟度の向上を図っていく。

以上